

## 令和4年度 第1回磐田市介護保険運営協議会 会議録

日 時 令和4年7月13日（水） 午後1時26分～午後3時00分  
会 場 磐田市総合健康福祉会館（iプラザ） ふれあい交流室2・3  
出席者 委員14名（欠席2名）、地域包括支援センター7名、事務局9名  
傍聴者 なし

### 1 開会

○高齢者支援課長：定刻より少し早いですが皆様お揃いになりましたので、はじめさせていただきます。皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、ただいまより、令和4年度第1回磐田市介護保険運営協議会を開会いたします。本日は、午後3時を目途に進めていきたいと思っておりますので、円滑な進行にご協力をお願いいたします。はじめに、2名の委員交代がありました。任期は、残任期間の令和5年3月31日までとなります。よろしく願いいたします。今年度1回目の会議となりますので、当協議会の趣旨や役割などについて、改めてご説明させていただきます。当協議会は、市の行う高齢者保健福祉事業と介護保険事業を中心に、高齢者を取り巻くさまざまな事柄に関して、市民や民間事業者などの協力もいただきながら、より良い施策を推進するために、各方面の代表の方や市民の代表の方からご意見をいただく場として設けているものです。それぞれの日頃の活動の中から、忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

### 2 あいさつ

○健康福祉部長：今年度から健康福祉部長を拝命しました。本日は、令和3年度から5年度を期間とする第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況や地域包括支援センターの実績・計画などについて報告させていただきます。来年は次期計画策定がありますので、今年度はそれに向けたアンケート調査を予定しています。1点お知らせをさせていただきます、お手元に新聞の記事を置かせていただきましたが、認知症の相談が増えている中で、本市としての成年後見制度の中核機関を8月に開設することになりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により会議の在り方や事業など、これまでのやり方を見直さざるを得なくなったと思いますが、今後を見据えて、感染状況にも注視しながら対応していくことが大事になっていくと思っております。後程、各担当より説明がありますが、それぞれの立場から忌憚のないご意見をお願いします。

（出席委員の自己紹介）

○高齢者支援課長：本日の会議ですが、委員総数16人のうち、会議出席者は14人であり、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。議事につきましては、規則により、会長が議長となります。よろしくお願いいたします。

○会長：それでは、議事の進行にご協力をお願いします。はじめに、議事の内容について、事務局から説明いただき、その後、委員の皆様からご意見を伺いたいと思っております。

### 3 議事

#### (1) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画進捗報告・施設整備について

- 事務局：「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗報告について」ですが、この計画は、令和3年度から5年度までの3年間の高齢者福祉や介護保険事業についての取組みや目標・給付費の見込みを記載したものです。それでは、計画期間の1年目である令和3年度の実績を報告します。1・2ページの第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シートをご覧ください。こちらは、本計画の19ページから44ページ及び58ページの目標に向けた取組について、各項目の評価指標とその実績をまとめたものです。上から3項目目「介護予防・健康づくりの推進」の中の「教室・講座等延べ開催回数・参加者人数」は、まちの保健室やサロン代表者の集まりなどの回数の指標ですが、感染症の影響を受けて目標を下回っています。教室・講座などへの専門職派遣を調整後に感染拡大により派遣中止になってしまうケースが相次いだため、今後は、専門職によるフォローの方法の工夫について検討を進めます。4項目目「家事援助サービス」は、総合事業対象者や要支援認定を受けた方が、ご自宅で調理・掃除・ゴミ出し・買物等の支援を受けられるというのですが、介護サービスとしてそのような支援を希望する方が少ないことや、市の社会福祉協議会や地区社協で実施している「せいかつ応援倶楽部」といった住民同士の支え合いを活用して、助けられながら生活を維持できているということもあり、利用者数が伸びていません。しかし、このサービスを必要としている方もいるので、必要とする人が確実に利用できるように、引き続き周知などに努めていきます。6項目目「短期集中予防訪問型・通所型」は、総合事業対象者や要支援認定を受けた方が対象で、フレイル状態の方が運動機能等を維持改善しながら自立した生活ができる期間を延ばしていくために有効なサービスだと思っています。総合事業についてのパンフレットでは、短期集中サービスを利用して元気に過ごす事例を漫画で紹介するなどして普及を図っていますが、利用者が少ないのが現状です。他のサービスと比べると認知度が低いため引き続き普及に努めていきます。また、サービスを実施する事業所も少ないため、実施内容や実施する条件などを検討し、介護予防を進めるために意味のあるサービスとなるような仕組みを考えます。下から2項目の市長申立件数については、先ほど部長からお話がありましたように、成年後見支援センターが開設されることで、関係機関との連携をスムーズに行っていきます。1ページ目、1番下の項目「認知症カフェ延べ参加人数」について、感染症の影響を受け目標値を下回る実績となっています。従来は、認知症の普及や認知症の人の家族などが相談できる場として、誰でも集まれる場を開催してきましたが、感染症対策として参加人数を絞るなどの対応が必要になったことも参加者が減った要因です。そのような状況下でも、各地域包括支援センターが普及チラシの作成や小規模での開催などの工夫をしながら、地域での認知症に対する取組を実施してきました。2ページ目の給付適正化については、計画に記載した取組に対して実施した内容をまとめています。続いて3・4ページでは、介護保険サービスについての実績をまとめています。要介護認定率や総給付費の実績値と計画値に大きな開きはありません。訪問系のサービス利用が増え、通所系のサービス利用がやや減少しているなど、感染症の影響等も考えられますが、給付費全体への大きな影響はないものの、年々増加傾向にあります。2040年まで増え続ける高齢者人口とそれに伴う認定者数及び増え続ける給付費ですが、必要な人がサービスを利用できるよう介護保険事業の運営に努めていきます。
- 事務局：次に「第8期介護保険事業計画に係る施設整備について」説明します。資料1-2「第8期介護保険事業計画に係る施設整備について」をご覧ください。既に整備が完了した施設は、「2 令和3年度及び令和4年度整備事業所」に記載しています。本年3月に看護小規模多機能型居宅介護として

「セントケア看護小規模三本松」が、6月には小規模多機能型居宅介護として「小規模多機能型居宅介護施設 あいの街大久保」が開設しています。今後の整備予定については、裏面の「3 今後の整備予定（第8期計画）」をご覧ください。既に事業者の公募・選定は済んでいますが、特別養護老人ホームの増床は、社会福祉法人白寿会が令和6年開設、認知症対応型共同生活介護の施設整備は、有限会社アートプロジェクトが、富丘地内に令和5年開設、小規模多機能型居宅介護施設は、有限会社ナチュラル・ライフが、一言地内に令和5年開設に向け整備する予定となっています。なお、令和3年度に応募のなかった介護老人保健施設についてですが、「4 令和4年度公募施設」「5 選定スケジュール」をご覧ください。現在、2施設合計100床の増築又は建替えについて、再度公募を実施しており、今月15日までを募集期間としています。今月26日には、事業者選定委員会を開催します。委員会は、本協議会から3名の方をお願いしているほか、市職員から健康福祉部長、企画部長、総務部長を加えた6名で審査し、来月上旬には結果を事業者に通知する予定となっています。

- 会長：質問等ありましたら、お願いします。
- 会長：まちの保健室が令和3年度は感染症対応で中止となっていて、今年度は再開、とありますが、どのような活動を考えているのでしょうか。
- 事務局：予約制で健康増進課の保健師が地域の交流センターに出向いて活動しています。
- 会長：感染者数が増え始めているが、WEBの活用などは考えていますか。
- 健康福祉部長：対面での地区活動とは別に、ICTを活用した取組を健康増進課で検討しているところです。この対象は、高齢者に限定せず、その前の年齢層も含めることも考えていて、民間の力も活用しながら取り組んでいく予定です。
- 委員：先日、近くの交流センターに行ったら、子育てサロンに保健師がきていた。これもまちの保健室と関係するのかわ。
- 健康福祉部長：これまで成人と子どもを一緒に行っていましたが、今年度からこどもの健診などは子ども部で対応できるように、組織配置の見直しをしたところです。
- 委員：市長申立について、成年後見支援センターができたことで、どのように変わるのかわ。
- 事務局：センターには社協の職員と市の職員を配置しています。その市の職員が市長申立の事務を行うこととなります。今後、センターは制度の周知に努め、関係機関との連携により、制度利用促進や市長申立事務の円滑化を図ります。
- 委員：総合事業の短期集中サービスについて、あまり知らなかったもので、周知を拡大すべきでは。
- 事務局：現在はパンフレットと市のホームページにサービスの概要を掲載しているほか、認定結果の通知にチラシを同封するなどしていますが、今後周知方法など検討していきます。

## (2) 地域支援事業の実績報告について

- 事務局：それでは、資料2の「地域支援事業の実績について」説明します。1つ目の「一般介護予防事業」です。「介護予防普及啓発事業」につきましても、「いきいき百歳体操」について記載していますが、理学療法士等の専門職を派遣するなどの支援をしました。昨年度に、新たに立ち上がったのが6団体、解散をしたのが4団体、差し引きして、団体数は前年度より2団体増えて、112団体となりました。次に、「地域介護予防活動支援事業」ですが、社会福祉協議会の協力で実施している高齢者サロンと配食サービスになりますが、174団体に助成しました。これも、コロナの影響により、活動を休止する団体も出ており、昨年度に比べて7団体減っていますが、助成を受けずに活動は継続している団体もあります。コロナ禍で自宅に閉じこもりになりがちですが、フレイルを防ごうと工夫しながら

ら取り組んでいただいています。2つ目の「生活支援体制整備事業」です。これも社会福祉協議会の協力により実施しているもので、生活支援コーディネーターの第1層は市内全域をみる人で、社会福祉協議会の職員に担っていただいています。第2層は受け持つ地区が決まっているコーディネーターで、こちらも社会福祉協議会の職員をお願いしているものです。地域の声を拾い、地域にある資源を把握し、それを必要とする人とのマッチングなどの活動をしています。3つ目の「認知症総合支援事業」です。「認知症に関する普及啓発活動」として、地域包括支援センターを中心に、医療機関の先生方や地区社会福祉協議会等にご協力をいただきながら実施しました。コロナ禍で、予定していた認知症フォーラムを延期したりするなど、地域包括支援センターの皆様は本当に苦労したと思いますが、色々和方法を考えながら取り組みました。「認知症高齢者等の事前登録及び認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」ですが、地域包括支援センターが窓口となって、見守りオレンジシールの配布とセットで、万が一の事故に備えた保険への加入を勧めています。この保険に入ることによって、安心して、地域で暮らしていく一助になるのでは、ということで、令和2年度から開始したものです。事前登録者144人はオレンジシールを配布した人数になりますが、保険加入者は130人で、14人少ないです。理由は、保険には市が加入し、ご本人の自己負担がないため、市税等の未納がないことを条件としていることによるものです。4つ目の「在宅医療・介護連携推進事業」です。2番目の「在宅医療・介護連携の課題の抽出」ですが、救急医療情報のICT化として、静岡県地域包括ケア情報システム「シズケア\*かけはし」を活用した新たなシステム、「救急\*かけはし」の構築に向けて取り組みました。在宅医療・介護連携推進協議会を開催して協議しましたが、結果的に見送ることになりました。その理由等を説明します。当初に期待していた機能は、主に3つありました。1つ目は、登録を希望する人が、紙に記入するのではなく、パソコンやスマートフォンで、容易に新規登録や登録情報の修正ができる仕組みです。2つ目は、国民健康保険と後期高齢医療保険の加入者の病歴や処方薬等の情報が救急現場で閲覧できる仕組みです。3つ目は、救急搬送時に、消防の救急隊が現場で撮影した画像や動画を、搬送先の病院と、その場で共有できる仕組みです。しかし、このシステムを操作できるのは、利用料を払っている事業所などのユーザーに限定されるため、ユーザーではない市民は、自分でシステムに情報を登録したり、登録した情報を見て、修正したりすることができないことが分かりました。また、処方薬等の情報や、救急隊が撮影した画像・動画は、本人の同意がなくては利用できないことも分かりました。そのため、「救急\*かけはし」の活用は見送ることになり、今年度は、原点に戻って、救急医療情報キットの運用方法の見直しなどを検討しているところです。最後に、5つ目の「家族介護・自立支援事業」ですが、「認知症サポーター養成講座」については、中学生等の若い世代の受講もあり、少しずつですが、認知症への理解が進んできていると感じています。

- 会長：質問等ありましたら、お願いします。
- 委員：認知症の保険について、税の未納があると加入できない、とのことですが、財政的な問題もあると思いますが、なんとかならないものでしょうか。
- 事務局：保険料を市で全額みていますので、このような条件を設けています。ご意見として受け止めたと思います。
- 会長：救急医療情報キットの見直しについて、具体的に説明をしてください。
- 事務局：緊急連絡先等の情報を手書きで記入した用紙をプラスチックの筒に入れて、冷蔵庫の中で保管し、万が一のときに救急隊がそれを見て対応するといったものが救急医療情報キットです。これは平成22年度から取組を開始していますが、その情報の更新が課題とされていて、ICTを活用した仕組みについて検討した、というのが先ほどの説明です。今後は、記入項目は本当に必要な情報だ

けに絞ったり、用紙を市で用意したりといった支援の方法を検討していきたいと考えています。

- 委員：救急医療情報キットのシールの位置について、統一したりするのでしょうか。
- 事務局：現在の救急医療情報キットは、プラスチックの筒と用紙、シールの3点セットですが、このことも見直したいと考えています。「冷蔵庫の中に食品以外のものは入れたくない」「プラスチックの筒は大きくて冷蔵庫の中にスペースを確保できない」といった意見もありますので、ビニール袋に入れて、冷蔵庫の中だけでなく、外側に貼り付けることも良しとできないか考えています。そのため、プラスチックの筒とシールは必須としない方向で検討していく予定です。
- 委員：救急医療情報キットは情報のメンテナンスが大きな課題になっています。それをどのようにして克服していくのかについても、しっかり考えて進めていってほしいと思います。

### **(3) 令和3年度地域包括支援センター実績報告、 令和4年度地域包括支援センター事業計画について**

- 事務局：令和3年度磐田市地域包括支援センターの実績報告をさせていただきます。まず、本協議会では地域包括支援センターの運営等に関することが所掌事務とされています。包括の行う業務が適切、公正かつ、中立な運営が確保されているかについてご意見ご助言をお願いいたします。それでは、資料3-1をご確認ください。令和3年度地域包括支援センター運営に係る実績について報告します。裏面は地域包括支援センターの業務内容です。この業務内容にもとづいて、以降の報告をさせていただきます。1ページ、市の役割としまして、包括の運営体制の整備や、包括の業務内容に関して支援を行いました。総合相談支援業務や権利擁護業務では、主に福祉課生活相談グループの総合相談担当による、相談に対する助言や支援を行ってきました。相談内容や、課題が複雑化するなか、単純にサービスにつながりだけでは解決しないケースに包括と協力して対応しました。スピーディに支援の方向性を決め対応するなどの課題はありますが、高齢者だけでなく障がい者や生活困窮者を含めてトータルで対応する効果は大きいと考えております。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務や介護予防ケアマネジメントに関しては、ケアプラン会議をとおして、専門職や事業など関係機関のネットワーク支援を行いました。2ページ(5)～(8)の各種会議や普及啓発については、コロナ禍で従来通りの方法が難しいなか、各包括、各地域で工夫して取り組めるよう会議開催等の目安を示し後方支援を行いました。3ページからは、地域包括支援センターの事業実績の報告です。地域包括支援センターの業務は、「1 総合相談支援業務」から「6 その他」まで幅広い業務内容があります。包括一人ひとりの業務割合を、1～6に振分けて集計したものが業務内容割合のグラフになります。最も多いのは総合相談支援業務で31.2%。そのあと権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメントと続いています。権利擁護業務には、1件が質的に濃厚な関わりが必要とされ、多機関との連携も含め、業務量が多くなっています。4ページ、1 総合相談支援業務です。相談受付件数は包括全体で1万7,378件、前年とほぼ同数です。センター別相談内容別対応件数延人数を見ると、昨年度に引き続き、成年後見や虐待に関する相談数が伸びていますが、消費者被害に関する相談も増えており、福祉課や市民相談センター、各関係機関と連携を図りながら相談に対応をしています。また、8月から開設する成年後見支援センターとの連携も進めていきます。5ページ、「2 権利擁護業務について」です。困難事例対応状況の表をみていただくと、④令和3年度新たに発生した困難事例は71件で、前年度は93件と前年度より減っていますが、前年度からの持越し件数が103件でしたので、対応して解決した件数は、前年度よりも多い状況でした。高齢者虐待対応状況の表⑤今年度新たに虐待として通報を受けた事例は49件になります。包括だけでなく、地域や民生委員、ケアマネジャー、そして市と連携しながら方針を立

ています。6 ページ、事業対象者及び要支援者のケアプラン作成状況です。年間でケアプラン作成数合計は1万5,570件でした。事業対象者と要支援者のケアプランに関しては、包括が立てることになっておりますが、地域包括支援センターの本来の業務に支障がないよう、一部を居宅介護支援事業所に委託することができることになっており、7割が委託となっております。この委託率は居宅介護支援事業所の数等、地域の事情により差が生じているところです。続いて、会議の開催状況についてです。7ページから9ページは各種会議の開催状況です。コロナ禍ではありましたが、必要なケースについてはWEBも活用しながら、適切に会議を開催し、課題解決に向けて地域や、多職種との連携をして支援につないでいきました。9ページの小地域ケア会議については、地域で実施に向け、計画をしていましたが、感染症の影響により、中止となり、実績としては少ない状況です。10ページから12ページは認知症地域支援推進事業、在宅医療・介護連携推進事業に関する会議、研修などです。認知症フォーラムや認知症カフェ、在宅医療、介護連携に関する研修・講演等を地域ごとに行い、市民への普及啓発を実施してきました。交流センター講座や定期的に移動販売が実施されている場所での普及啓発を行うなど、フォーラムや講演会の枠にとらわれない方法で認知症や介護予防に関する普及啓発を行いました。13ページから19ページ各地域包括支援センターの収支決算報告につきましては、資料のとおりです。ご確認ください。続いて、令和4年度磐田市地域包括支援センター事業計画についてです。資料3-2をご覧ください。地域包括支援センター業務運営方針は、1ページから6ページです。基本的な事項は、昨年に引き続き地域包括ケアの推進、地域共生社会の実現に向け取組み、健康ないわた健康長寿の実現を目指します。7ページから各センターの事業計画です。事業計画は、市運営方針に基づいて各包括で作成したものになっています。21ページから27ページは、今年度の収支予算書を載せています。ご確認ください。それでは、各地域包括支援センター長から、今年度の重点的な取組みについて簡潔に説明をお願いします。

- 城山・向陽地域包括支援センター：城山・向陽地域包括支援センターのテーマは「地域のもっと近くに、身近な相談所を目指して」です。今年度から主任ケアマネが1人加わり、主任ケアマネが2人、社会福祉士が3人、保健師が2人、事務員が1人の8人体制になりました。複数の専門職になり、4月から向陽中学校区にある3つの交流センターに毎週半日ずつ出張相談会を始めました。7月になり、ご自身・家族が相談のため来所されることがありますが、多いのは地域の民生委員や自治会の方が高齢の一人暮らしの方のこと、コロナの感染でこの頃、顔を見ないため心配など、情報を寄せていただいています。その情報をもとに訪問をしたりしています。同じ向陽中学校区ですが、地域に出ると地域ごとの特性を間近で感じるようになっていきます。これからも地域の声を身近に拾いながら、高齢者の相談場所として地域包括支援センターを知ってもらいつつ、継続していきたいと思っています。相談についてですが、長期化や権利擁護が絡むものが増え、今後医療や福祉、介護の相談場所としての質を上げていかなければいけないと思っています。8人体制となったことで、充実してきたものの、質の面でさらに上げていく必要があると思います。
- 中部地域包括支援センター：今年度、中部地域包括支援センターのテーマは「循環を生むネットワークを作ろう」です。ネットワーク作りは、地域包括支援センターが設置された当初より大きな課題としてありました。コロナ禍により、つながりは新たな形が必要となり、模索し続けた2年間でした。今年度は、従来を取り戻しつつ、新たな方法も取り入れ、一方通行ではない循環するネットワークを目指します。その第一歩として、東部地区へ出張相談を、交流センターを会場として実施し、身近な相談場所としての周知を図り、個別支援に加え地域ニーズの把握に努めます。地域ニーズから、交流センター講座等を企画提案したり、啓発活動にもつなげ、地域の支えあいへの理解を広げたいと

考えています。また、ケアマネジャーや地域の介護事業所の専門職が、地域住民と意見交換したり、ともに活動できる機会を作り、専門職が地域ニーズを各々の活動に反映させたり、その専門性を地域活動に還元できるよう働きかけていきます。災害や感染症発生時の事業継続のための計画においても、自機関・自法人内での連携だけではなく、他機関・他包括との連携も想定し、包括の相談機能を維持できる方法を模索していきたいと考えています。

- 南部地域包括支援センター：今年度のテーマは、「複合課題のある世帯を見つける仕掛けを作る」です。南部包括が把握した時には、課題が複雑になっていたり、南部障害が関わった方の中でも、もう少し早く関われば就労に結び付けられたかもしれない、障害年金や障害者手帳の利用ができたかもしれないと感じるケースがありました。今年度は、南部障害者相談支援センターと一緒に、こども・若者相談センターや精神科の医療機関とつながりを作り、包括支援センターの実態把握も世帯の把握をしながら課題を考えていきたいです。また、自治会の加入が無く把握できていない集合住宅の民生委員や管理人とつながり、南部包括、南部障害の周知や隠れた課題やニーズを把握していきたいと思っています。その他の重点的な取組としては、圏域に在宅医療専門の医療機関ができたため、連携して一緒に在宅医療を地域に浸透させ、どのような状態になっても在宅での介護を考えられ、介護が大変になったらすぐに入院・入所ではなく、自分の居場所を選択できる幅が広がるような働きかけを地域にしていきたいと考えています。
- 豊岡地域包括支援センター：今年度のテーマの「ツナグ」ですが、今年度より開設当初からのセンター一長をはじめ、職員の入れ替わりがあり、新体制のなる中で、改めて包括の業務を見直した結果、利用者、地域住民、地域の様々な関係機関や社会資源との「ツナグ」役割の重要性を包括全体で改めて意識しようと考えたテーマになります。重点的に取り組む事柄については、実態把握に記載のある虫生、万瀬地域の実態把握からの課題抽出、ネットワーク構築欄に記載のある各関係機関とのネットワーク構築、介護予防の取り組み欄に記載がある今年度で4回目となるウォーキング企画などになります。また、医療介護の関係機関との連携欄に記載のある昨年度はコロナにより開催できなかった磐田病院との講演会を行うことで、地域住民へ地域医療の理解してもらい、地域課題の抽出・把握できる機会となればと考えています。
- 豊田地域包括支援センター：今年度は2つのテーマを掲げ業務を展開していきます。1つ目は「総合相談の機能強化」です。総合相談はセンターの要の業務であり、重要な機能を担っています。3職種の専門職は経歴や経験値も様々であり、相談業務を入職後、初めて行う職員もいます。総合相談でケースを捉える力は、担当する職員の力により差異が生じるのが現実です。「生活を軸として、相談内容を的確に把握できるような体制、指導、仕組みを作る」ことを目標に取り組みます。職員の人材育成は、センター機能の強化のために非常に重要な課題です。共通のツールや来所相談時のフローを作成し、相談対応の平準化を目指します。また、センターの目標を理解した上で、個人の目標を立て、職員面接の場を活用し、個人のスキルアップを目指し、個人目標の達成の支援をしていきます。経験値の浅い職員の教育は、中堅職員自身の力を伸ばしていく場でもあります。職員全員が、自身の立場とステージを意識し取り組むことで、センター職員の総合力アップを目指します。2つ目は「地域の特色を活かした地域包括ネットワークの構築」です。ケースに出会うとき「なぜこんな状態になるまでおいたのか？」と思うことがあります。これには「本人自身の問題」と「本人をとりまく問題」があると思います。「相談する人がいたら。気づいてくれる人がいたら。病院に行ったほうが良いと勧めてくれる人がいたら」状況は変わっていたかもしれません。今年度、5つの交流センターで出張相談を始めています。この二つの問題の解決の糸口のために、市民一人ひとりが自分のことを考えるきっかけ

けとなり、制度や相談先を認識する機会となること、職員が地域に出て、様々な人たちと顔見知りになり、気軽に相談が寄せられるネットワークづくりを目指しています。昨年度、地域住民、社協、包括7名でチームを作り「地域づくり人材養成研修」に参加しました。研修参加後、参加者が集まり研修の振り返りと今後について話し合いました。5つの地域の情報交換を行い、自身の地域に活かしたい等の意見がありました。これまで地域づくり協議会の単位でアプローチしてきましたが、5つの地域をつなげることで、課題が見え今後の取り組みにつながる可能性があると考え、社協と一緒に企画を進めています。また、昨年度、居宅支援事業所にアンケートを行い、その結果の報告を兼ねて居宅訪問を行いました。ケアマネジャーより、世帯に様々な課題があり、当事者の支援を行っていく難しさについて語られました。相談しやすい環境を整えると共に、効果的な支援方法を検討し対応していきます。

- 竜洋地域包括支援センター：竜洋包括では、高齢者の自立、認知症予防、フレイル予防の取組を継続するとともに、高齢者世帯、今年度は特に家族支援に力を注ぎたいです。いろいろなご家族の歴史があり、ご家族関係がありますが、個人や家族の価値観が多様化する中で、コロナ、ヤングケアラー、ダブルケア、介護離職、虐待など家族を取り巻く社会的状況もあります。今まで以上に個々に応じた適切な家族支援や家族同士の繋がりが持てる家族支援の場づくりを意識して取り組みます。また、以前よりある孤立の問題は、コロナ禍、高齢者や生活困窮者、課題が重積しているご家族にとっては孤立のリスクが高まりました。課題が深刻化したと思います。他包括もお話しされている人と人との繋がりが必須で、1件でも多く信頼に基づく繋がりを作ること、1件でも多く本人・家族を支える、また地域を支える信頼関係に基づいた有機的なネットワークを、地域ケア会議等活用し、地域の方や医療・福祉・司法など関係先の方々と力を合わせて作ります。加えて、今年度は初めて、多世代交流の場をつくる竜洋地域活性化プロジェクトに参加させていただいておりますが、高齢者やそのご家族が生き生きと住み慣れた地域で生活されることは、次世代を生きる子供たちの生活に繋がることでもあると考えます。感染症や災害時のBCPのことも含め、様々な立場の地域の方々と話し合いや協働が出来、竜洋包括の力が住みよい竜洋地区や磐田市になるための一助となるよう頑張ります。
- 福田地域包括支援センター：今年度の福田包括のテーマは、「小さい集団への働きかけ～歩こう！話そう！笑おう！～」です。新型コロナウイルス感染拡大を懸念し、一昨年は事業の中止が目立ち、昨年は事業を中止したことによる弊害が始まったことを考え、少しずつ人が集まれる事業展開をするようにしました。今年度も新型コロナウイルス感染拡大の懸念はありますが、小さい集団で最大限の取り組みをしようと考え、標題のテーマとしました。小さい集団とは、自治会やサロン、交流センター単位を指します。重点的な取り組みについて、事業ごとにご説明致します。実態把握においては、包括内で作成した聞き取りチェック表を活用し、生活状況を多角的にみるようにし、フレイル予防への気づき、また、社会資源や医療機関等の情報提供に努めます。権利擁護については、終結を意識した対応を行い、困難事例については、地域ケア会議の活用や2層SCと共有し必要な資源を共に考えていきます。介護予防ケアマネジメントについては、短期集中トレーニングが自立支援に向けて効果的な事業であると認識しており、今後も事業所と連携していきます。また、フレイルへのハイリスク状態が予想される中、出前講座や広報等での啓発により、意識が高められる働きかけを行います。認知症総合支援事業については、認知症理解や偏見のない理解者を増やせるよう、幅広い年齢層への認知症サポーター養成講座の開催や啓発を行います。また、ふくでオレンジメイトと協力して認知症カフェの開催や支援も行います。
- 事務局：以上、7包括の今年度の重点的な取組になります。どの地域包括支援センターにおいても、



重点事項の推進にあたり、今まで培ってきたネットワークの強化と共に、地域の特性や強みを活かしながら、地域包括ケアシステムの互助、共助の部分において主体的に取り組む計画となっています。今後も地域の皆様にご協力いただきながら運営に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

- 会長：質問等ありましたら、お願いします。
- 副会長：包括ごとの職員の配置状況を教えてください。
- 城山・向陽地域包括支援センター：社会福祉士3人、保健師2人、主任ケアマネ2人、事務1人です。
- 中部地域包括支援センター：社会福祉士3人、保健師1人、主任ケアマネ1人、介護支援専門員1人です。
- 南部地域包括支援センター：社会福祉士1人、保健師（看護師）1人、主任ケアマネ1人、事務1人です。
- 豊岡地域包括支援センター：社会福祉士2人、保健師1人、主任ケアマネ1人です。
- 豊田地域包括支援センター：社会福祉士2人、保健師2人、主任ケアマネ2人、事務1人です。  
11月には育児休業中の社会福祉士が復帰する予定です。
- 竜洋地域包括支援センター：社会福祉士1人、保健師1人、主任ケアマネ1人、事務1人です。
- 福田地域包括支援センター：社会福祉士1人、保健師1人、主任ケアマネ1人です。  
4月から配置した社会福祉士が退職したので、現在確保を進めています。

#### **(4) 地域包括支援センター介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の一部委託について**

- 事務局：資料4をご覧ください。事業対象者と要支援者のケアプランに関しては地域包括支援センターが立てることになっておりますが、地域包括支援センターの本来の相談業務等に支障がないよう、一部を居宅介護支援事業所に委託することができるようになっております。今回新しく委託をいたしましたのが資料の事業所となります。なお、委託にあたり中立性および公正性の確保を図る必要がありますので何かご意見ありましたらよろしくをお願いします。
- 会長：質問等ありましたら、お願いします。  
(質問なし)

#### **(5) 紙おむつ購入費助成事業の見直しについて**

- 事務局：「紙おむつ購入費助成事業の見直しについて」説明します。資料5をご覧ください。「1. 背景・経緯」ですが、本市では、在宅で生活する高齢者を対象に紙おむつ購入費助成事業を実施しています。本事業は地域支援事業の「任意事業」に位置付けているもので、国及び県・市・保険料を財源としているもので、令和3年度実績で交付人数は2,508人、約9,300万円を交付しています。国は既に事業の対象から外す方針を決定しており、現在は令和5年度までの特例的な激変緩和措置として認められている状態です。令和6年度以降は「任意事業」による支給はできず、事業を実施するには、65歳以上の保険料で賄う「市町村特別給付」や「保健福祉事業」もしくは「市の一般財源」で措置しなければなりません。以上のような背景から、事業の必要性や実施する場合の対象者の範囲、財源などについて、第9期計画期間前の激変緩和措置期間中に見直しに着手する必要性が生じています。「2. 令和4年度における見直し内容」ですが、先に説明したような背景のもと、令和4年度より支給対象者及び支給限度額の見直しをさせていただいています。具体的には資料に記載しているとおりですが、まず、対象者について、令和3年度までは、前年度（令和2年度）に給付を受けていた方は引き続き給付の対象としていましたが、本年度からは支給対象から外すとともに、所得要件を市民税所得割額

9万円以下に見直しました。支給上限額については、所得状況により7万5,000円又は6万円を支給していましたが、本年度より介護度に応じて6万円又は3万円といたしました。「3. 今後の方向イメージ」ですが、今後の高齢者福祉サービスは、介護予防・重度化防止に重きを置くとともに、予防につながる官民でのサービスの充実を図ることで、介護保険を利用しなくてもよい期間を延ばすこと、元気な高齢者の増加を目指すことだと考えています。そこで、補助の対象について、「家計的に厳しく、常時紙おむつが必要な方」と記載させていただきましたが、自力での排せつを促す意味でも、予防として、「念のため」紙おむつを着けている方というよりは、排尿・排便にあたり介助が必要な方、排泄機能に支障があると認められる方を「常時紙おむつを必要とする方」と捉え、その財源については、「65歳以上の保険料」又は「市の一般財源」のいずれかで、支援を行いたいと考えているところですが、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。資料の説明は以上です。

- 会長：質問等ありましたら、お願いします。
- 委員：薬局で紙おむつ券を利用する人が多いですが、対象から外れた方や金額が大きく減った方がいました。事業に対する国の支援がなくなったということで理解できましたが、令和4年度の対象の範囲や交付額は何を基準としたのでしょうか。
- 事務局：令和5年度まで激変緩和措置がありますので、国の支援が無くなるのは、実際は令和6年度からになります。今年度は昨年度と支給対象者は変えていませんので、市民税所得割額の制限に該当しなければ、対象から外れることはないと思います。交付額は、所得に応じて7万5千円又は6万円としていたところを、介護度が重い方ほど必要な紙おむつの量も多いただろうということで、介護度に応じて6万円又は3万円に変更したため、大きく下がった方もいると思います。
- 高齢者支援課長：金額ですが、6万円は国が示した金額で、3万円は介護3以下の方の利用実績に基づいて設定しています。また、要介護3以下の方は、紙おむつと引き換える紙おむつ券の使用量を見させていただいたところ、概ね半分であったことから、6万円の半分としました。
- 会長：これで全ての議事を終了させていただきます。それでは、事務局、お願いします。

#### 4 閉会

- 高齢者支援課長：本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。次回は、11月10日（木）を予定しています。改めて開催のご案内をお送りしますので、よろしくお願いします。これで令和4年度第1回磐田市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。